

医療法人 三芳会 若戸病院 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 7年 4月 1日～ 12年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：子育てを行う職員の職場と家庭の両立を支援するための環境継続

<対策>

- 7年 4月～ 産前産後休業や育児休業の取得、育児休業給付、育児中の社会保険料の免除等の情報を周知する。
- 7年 4月～ 男性も育児休暇を取得可能なこと、制度の情報を周知する。

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を継続する。

<対策>

- 7年 4月～ 子育てに関する相談窓口を周知する
- 7年 4月～ 復帰後の職務に関する相談窓口を周知する

目標3：年次有給休暇の取得率アップを図る

<対策>

- 7年 4月～ 年次有給休暇取得の現状を把握する
- 7年 4月～ 取得状況を取りまとめ、低取得率部署の取得に対する問題点を分析把握し、随時取得体制の見直しを図る

医療法人 三芳会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男性、女性、共に職場と家庭生活とを両立し、安心して活躍可能な雇用環境をを作るために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日 ～ 2026年3月31日
2. 目標 全職員の有給休暇取得率70%以上を目指す
3. 当病院の課題
有給休暇休暇取得に部署間での差が目立つ、個人差も大きい。
4. 実施時期及び取組内容

2024年4月～ 部署間の有給休暇取得率を病院責任者会議及び院内イントラネットで公表し全職員で共有する。
2024/12月～ 有給取得率の低い職員には部署責任者に通知し取得促進を促す。
2025/3月～ 全職員の取得率を確認する。